

令和6年5月24日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について

1 主旨

令和6年4月から施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に伴う今後の区の対応について報告する。

なお、同法律は、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする旧売春防止法に基づいた婦人保護事業を切り離し、女性の人権の保護・福祉の増進や自立支援等の視点を入れ刷新し、支援対象者が意思を尊重されながら、きめ細やかで寄り添った継続的な支援を受けることにより、その福祉が増進され、安心かつ自立して暮らすことのできる社会の実現を目的として制定されたものである。

※「困難な問題を抱える女性」：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）【法 第2条】

2 これまでの経緯

令和4年 6月 法制定
令和5年 3月 国の基本方針策定
令和6年 3月 東京都基本計画策定
4月 法施行

3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の定めによる区の役割

市区町村は、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりえる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する。

【困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年3月29日厚生労働省公示第111号）

市区町村は、国の策定する基本方針に即し、かつ、都道府県の基本計画を勘案して、当該市区町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【法 第8条 3項】

4 今後の区の実り

国の基本方針と東京都の基本計画に基づき、区の基本方針を策定するとともに、支援策の現状を可視化し、区内関係部署と連携して包括的な支援の提供を目指す。また、都の基本計画を踏まえながら、区としてすべき支援策を検討する。

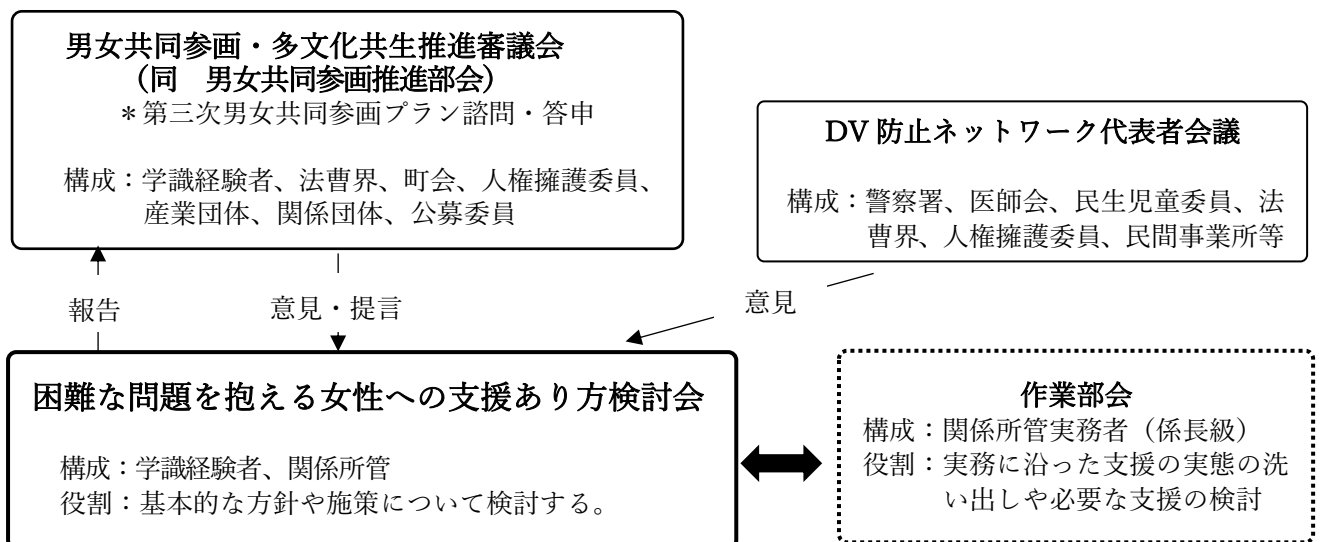
- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針策定
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策検討

なお、法で努力義務と定められている基本計画については、世田谷区第三次男女共同参画プラン策定の中で、整理検討していく。

5 検討体制

関係所管に学識経験者を交えた「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」を設置し検討を行う。

《検討体制イメージ》



6 今後のスケジュール（予定）

令和6年	5月	第1回困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会
	6月	男女共同参画・多文化共生推進審議会
	7月	第2回困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会
	8月	DV防止ネットワーク代表者会議
令和7年	2月	区民生活常任委員会報告
	3月	基本的な方針の策定
令和9年	3月	第三次男女共同参画プラン策定